

5.8GHz帯特定実験試験局の使用可能地域に関するニーズ調査の結果

- 5.8GHz帯ドローン用特定実験試験局について、令和7年9月11日から同年10月10日までの間、実験運用を希望するエリアのニーズ調査を行った結果、35者から570件（重複を除く。）※¹の提案があり、ETC等の無線局との共用が可能な地域は215件、このうち、使用可能地域の名称や住所等の告示への掲載について、地権者からの了解が確認できなかった件数は188件※²でした。このため、新たに27件の地域が追加可能であるとの結果となりました。
- 現行の告示において使用可能地域としている市区町村と特定の施設から11件を削除した上で上記の27件を追加し、改正する告示案では237件の市町村と30件の特定の施設を使用可能地域とします（①、②）。

※ 1 ニーズ調査の結果、提案のあった件数の総計は703件であった。

※ 2 主としてイベント会場（野球場や花火大会会場等）であり、その地権者との間で、告示への掲載についての了解が確認できなかったもの。

① 現行の地域を削除するもの（11件）

件数	削除する理由	削除する地域
9件	周囲にETC等で利用する無線局が開設されたため	千葉県鴨川市、神奈川県清川村、静岡県伊東市、西伊豆町、松崎町、南伊豆町、群馬県嬬恋村、長野原村、石川県能登町
2件	新たに追加したエリアに包含されるため	福島ロボットテストフィールド、浪江滑走路

② 新たに地域を追加するもの（27件）

件数	提案された利用用途と主な地域（施設）の分類	告示において公示する地域番号
9件	FPVドローンの練習等に利用するドローンフィールドやドローンスクール	北-9、東-17、関-1、関-23、関-25、海-4、中-9、九-1、九-19
4件	自社機体の開発等に利用する企業の自社施設等	関-31、陸-1、信-5、信-6
2件	電波伝搬等の各種実験等に利用する大学	北-1、関-57
12件	その他	北-2、北-8、北-10、東-9、東-16、関-32、関-33、関-55、陸-4、陸-5、陸-7、海-1